管理番号　No.

重要事項説明書

介護予防訪問介護相当サービス

氏名：　　様

事業者：ケアステーションあんじぇす彦根河瀬

１　当事業所の概要

支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社　T.S.I
代　表　者　名	北山　忠雄
所在地・連絡先	〒615-8074 京都府京都市西京区桂南巽町75-4 (電話)075-393-7177　(FAX)075-381-1011

(1) 事業所の概要

事　業　所　名	ケアステーションあんじぇす彦根河瀬
所　　在　　地	滋賀県彦根市西葛籠町字西浦322番6
連　　絡　　先	0749-46-3771
管　理　者　名	大塚　松美
サービス種類	訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス
指定事業所番号	2570201687
サービス提供地域	彦根市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月　　～金	８時３０分　～　１７時３０分
定 休 日	土・日
営業時間外もサービス提供を行います。	

(3) 職員体制

	資　格	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	従業員の管理及び業務の管理。	１名	０名	１名
サービス提供責任者	介護福祉士	介護予防訪問介護相当サービスの利用申し込みに係る調整や訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画書の作成等を行うとともに、自らも介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたります。	１名	０名	１名
訪問介護員	介護福祉士 １級ヘルパー ２級ヘルパー	介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたります。	０名 ０名 ０名	６名 １名 ２名	６名 １名 ２名

（令和　３　年　４　月　１　日　現在）

２　事業所の連絡先（ご相談、苦情、キャンセルの連絡先）

○サービスに関するご相談や、苦情、キャンセル等のご連絡については下記連絡窓口までご連絡下さい。

事業所連絡窓口	ケアステーションあんじぇす彦根河瀬
	電話番号：0749-46-3771
	FAX番号：0749-46-3772
	対応時間：午前8:30　～　午後5:30（定休日を除く）

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

３　事業の目的・運営方針

⑴　目的

介護予防訪問介護相当サービス事業所「ケアステーションあんじぇす彦根河瀬」（以下「事業所」といいます）が行う介護予防訪問介護相当サービスの適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。

要支援状態と認定されたご利用者様に対し、介護予防訪問介護相当サービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

⑵　運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切なサービスを、24 時間体制で提供します。介護予防訪問介護相当サービスの実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的なサービス提供に努めます。

４　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

＜サービスの概要＞

○身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。 ○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、それを踏まえた介護予防訪問介護計画書に定められます。

（1）身体介護

①食事介助

配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。

②入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。

③排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

⑤体位交換

褥瘡の防止のために、一日何回か体位交換を行う際の介助を行います。

⑥着脱介助

できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦整容介助

整髪、美容、爪切りなどを行います。

⑧移動、起居の介助

歩行の見守りや車椅子での移動、ベッドからの起居、移乗等、行います。

⑨自立支援の見守り的援助

起床、就寝の準備の見守り、介助。掃除、洗濯、買い物等を一緒に行います。

（2） 生活援助

①買い物

日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。

②調理

食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③掃除

利用者様が日常生活に使用している部屋の掃除、整理整頓等を行います。

④洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。

⑤寝具の管理

布団干し、シーツの交換等を行います。

⑥相談

介護・援助内容相談・生活相談等を行います。

※家業の手伝いや農作業などの生業の援助・直接本人の援助に該当しない援助・日常生活の援助に該当しない援助については、生活援助はできません。

＜利用料金＞

介護保険の適用がある場合は、下記料金表の料金が利用者様負担となります。ただし介護保険の適用がない場合や介護保険の給付の範囲を超えたサービス費は全額が利用者負担となります。その場合、利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。下記料金表の料金は１単位１０円のところ、国の基準による地域区分により、彦根市６級地 10.42 円となります。端数は切り捨てして算出しております。端数処理によって差が生じる場合もございます。

〇総合事業訪問介護料金

サービス利用		単位	1割負担	2割負担	3割負担
週１回程度の利用	要支援１または２事業対象者	月に 1,176 単位	1,226 円	2,451 円	3,676 円
週２回程度の利用		月に 2,349 単位	2,448 円	4,896 円	7,343 円
週２回程度を超える利用	要支援２	月に 3,727 単位	3,884 円	7,767 円	11,651 円

〇サービスの加算料金

加　算　項　目	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（初月） 新規の利用者様に対して、初月にサービス提供責任者が総合事業訪問介護を行う、又は同行する場合。	200 単位	209 円	417 円	626 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算。	各単位数合計の 13.7%			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 介護職員の確保、定着につなげていく為に創設された国の施策による加算。	各単位数合計の 6.3%			

・同事業所と同一又は隣接敷地内に居住する利用者へサービスを提供する場合は、所定単位数の１０％減算となります。

(1) 介護保険給付対象外サービス
介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複　　写　　物	1 枚につき 10 円

(2) 交通費
通常の事業の実施地域範囲は無料です。実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	各種交通機関を使用した場合	実施地域を越えた地点から実費
	自動車を使用した場合	実施地域を越えた地点から 1km につき 10 円

(3) 利用料金などのお支払方法
毎月、月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日より請求致しますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。(金融機関引落しは 23 日)

5　サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始
ご利用者様、ご家族様又はケアマネジャー、地域包括支援センターより依頼を受け、契約を結んだ後、ご利用者様、ご家族様と面談して、情報収集を行います。
介護支援専門員の作成する介護予防居宅サービス計画書に基づいて介護予防訪問介護計画書を作成し同意を得た上でサービス提供を開始致します。

(2) サービスの終了
① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。
② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了日の 2 ヶ月前までに、文書で通知いたします。
③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要支援認定区分が、非該当〔自立〕、若しくは要介護と認定された場合
・ご利用者様が亡くなられた場合
④ 契約解除
・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合、文書で通知する事で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
⑤その他
・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
・サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行いま

す。
・ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に連絡してください。

６　緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医・親族・居宅介護支援事業者などへ連絡する等の必要な措置を講じます。必要に応じて救急隊の要請を行います。

７　事故発生時の対応方法

１　当事業所におけるサービス提供中に事故があった場合は、利用者様の状態を確認し、速やかに必要な処置を行います。
２　当該事故の状況及び事故に対して行った処置は、「事故報告書」に記録し、利用者のご家族様、市町村、滋賀県への報告をいたします。
また必要に応じて、主治医、ケアマネジャー、関係機関各所への連絡を行います。
３　サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当事業所が加入する賠償保険に基づき損害を賠償いたします。
４　当事業所の管理者及び従事者は、当該事故の内容・原因を究明し、事故再発防止に努めます。

８　秘密の保持

１　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。これは、利用者との契約終了後も同様とします。
２　従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を従業者との誓約書の内容とします。

９　個人情報の保護

１　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
２　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

１０第三者評価事業

サービス提供の開始にあたり、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供の公表及び質の向上を踏まえ、事業者は利用者に対して「第三者評価の実施の有無」「実施した直近の年月日」「実施した評価期間の名称」「評価期間の開示状況」を説明する義務があります。

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価期間の名称	無
評価期間の開示状況	無

１１　非常災害対策　非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携・協力する事ができる関係づくりに努めます。

12 虐待防止のための措置、人権擁護

1　事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとします。

(1)虐待の防止に関する責任者の選定

(2)従業者への虐待防止に関する研修の実施

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2　事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

13 暴力団員の排除

1　事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2　事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

１４　記録の整備

事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保管します。

１５　苦情処理の体制

(1)当事業所における苦情やご意見は以下の窓口で受け付けております。

苦情相談窓口	ケアステーション　あんじぇす　彦根河瀬
対応時間	8時30分　～　17時30分　（定休日を除く）
担当者	大塚　松美
電話	0749-46-3771
FAX	0749-46-3772

(2) その他当事業所以外に各役所・滋賀県国民健康保険団体連合会などの介護保険窓口に苦情を申し立てることができます。

■彦根市福祉センター（彦根市福祉保健部　介護福祉課）　電話　０７４９‐２３－９６６０

■滋賀県国民健康保険団体連合会　電話　０７７－５２２－２６５１

■滋賀県社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会　電話　０７７‐５６７‐４１０７

【会社の概要】

社　名　株式会社T.S.I

資本金　378,178,000円

設　立　平成22年 2月

所在地　京都市西京区桂南巽町75-4

代表者　北山　忠雄

【事業内容 】

訪問介護・訪問看護・介護予防訪問介護相当サービス・居宅介護支援事業
サービス付き高齢者向け住宅事業

介護予防訪問介護相当サービスについて、重要事項説明書に基づいて説明致しました。

【事業者】

所在地 ： 京都市西京区桂南巽町 75-4

社　名： 株式会社 T.S.I

代表者： 北山　忠雄　　印

【事業所】

所在地 ：滋賀県彦根市西葛籠町字西浦 322 番 6

事業所名： ケアステーションあんじぇす彦根河瀬（指定番号 2570201687）

担当者 今西　裕美 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、同意の上、本書面の交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

【ご本人】住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代理人】住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）

署名代行理由：